

# 中国の映画産業促進法

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

## 【目次】

はじめに

### I 映画関連法規と主な政策方針

- 1 映画関連の現行法規
- 2 主な政策方針

### II 映画産業促進法の概要

- 1 制定経緯
- 2 構成と主な内容

おわりに

翻訳：中華人民共和国映画産業促進法

## はじめに

中国の映画市場は、近年急速な成長を遂げている。2016年の中国における劇映画の製作本数は772本、観客延べ人数は約13.7億人、興行収入は米国に次いで世界第2位の約492億元<sup>(1)</sup>であり、2017年3月末現在のスクリーン数は約4.3万で世界第1位である<sup>(2)</sup>。また、中国の代表的な国際映画祭である上海国際映画祭は、1993年の第1回と2017年の第20回を比較すると、参加国・地域の数が33から106へ、出品映画が167本から2,528本へと大幅に増加し、世界的にも年々注目度が高まっている<sup>(3)</sup>。

このような状況の下、中国政府は現在、対外的な文化発信力を強化する「ソフトパワー」戦略の一環として映画産業の振興に力を入れると同時に、映画市場の秩序維持、映画製作の管理体制見直し等を進めるための法整備を急いでいる。中国における今後の文化政策の柱の1つと位置付けられる公共文化サービス<sup>(4)</sup>の構成要素としても、映画の役割は重視されているため、その観点からも映画産業振興の重要性は増大している。

2016年11月7日、第12期全国人民代表大会（全人代）常務委員会第24回会議において、

---

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2017年7月3日である。

(1) 1元は約16.2円（平成29年7月分報告省令レート）。

(2) 「戛纳电影节关注中国艺术电影市场」『人民日报』2017.5.25。また、アメリカ映画協会の統計によれば、2016年の興行収入の国・地域別上位とその金額は次のとおりである。1位：米国・カナダ114億ドル、2位：中国66億ドル、3位：日本20億ドル、4位：インド19億ドル、5位：英国17億ドル、6位：フランス16億ドル、7位：韓国15億ドル（1ドルは112円（平成29年7月分報告省令レート））。“2016 Global box office,” *Theatrical Market Statistics 2016*, Motion Picture Association of America, 2017, pp.6-7. ([http://www.mpa.org/wp-content/uploads/2017/03/MPAA-Theatrical-Market-Statistics-2016\\_Final-1.pdf](http://www.mpa.org/wp-content/uploads/2017/03/MPAA-Theatrical-Market-Statistics-2016_Final-1.pdf))

(3) 「“在成长中成熟，在成熟中承担”——中外电影人畅谈上海国际电影节走过20届历程」新华网 2017.6.25. ([http://news.xinhuanet.com/2017-06/25/c\\_1121207206.htm](http://news.xinhuanet.com/2017-06/25/c_1121207206.htm))

(4) 国民に対して基本的な文化サービスを保障することを目的として、公共文化サービス保障法が2016年12月25日に制定され、2017年3月1日から施行された。同法の制定経緯、概要及び全訳は、次の文献を参照。岡村志嘉子「中国の公共文化サービス保障法」『外国の立法』No.272, 2017.6, pp.157-171. ([http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10362195\\_po\\_02720005.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10362195_po_02720005.pdf?contentNo=1))

映画産業促進法<sup>(5)</sup>が可決、成立し、同日公布された（2017年3月1日施行）。中国において映画に関する単独の法律が制定されたのは、これが初めてである。また、文化関連産業を規律する法律としても中国で初めてのものであり、文化振興政策における法的基盤の強化という点で重要な一歩が踏み出されたと言える。

本稿では、最近の中国における映画関連の主な政策方針と法整備の概況、今回制定された映画産業促進法の概要を紹介し、あわせて同法の全文を訳出する<sup>(6)</sup>。

## I 映画関連法規と主な政策方針

### 1 映画関連の現行法規

映画に関する現行法規としては、映画製作の管理監督や映画産業の振興等を目的として制定された行政法規<sup>(7)</sup>レベルの映画管理条例<sup>(8)</sup>がある。同条例は1996年に制定された後、規制緩和等による映画産業の活性化を目指す政府の方針に基づき2001年に改正され<sup>(9)</sup>、規定内容がより詳細化された。条数も、改正により全64か条から全68か条に増えている。

そのほか、映画関連の規定が盛り込まれている現行法としては、著作権法<sup>(10)</sup>、未成年者犯罪予防法<sup>(11)</sup>、未成年者保護法<sup>(12)</sup>、高齢者権利利益保障法<sup>(13)</sup>、障害者保障法<sup>(14)</sup>、国家秘密保護法<sup>(15)</sup>、公共文化サービス保障法<sup>(16)</sup>等が挙げられる。

### 2 主な政策方針

映画関連の最近の重要な政策方針文書としては、まず、「映画産業の繁栄発展の促進に関する国務院弁公庁の指導意見」（2010年1月21日）<sup>(17)</sup>が挙げられる。映画産業の2015年末までの達成目標を掲げたこの文書は、①創作・経営能力及びブランド力の向上、②技術力の増強、③インフラ整備やデジタル化の進展、④製品の多様化と質の向上、⑤産業の総合的な利益の拡大、⑥公共サービス能力の強化、⑦国際競争力の向上のそれぞれについて、顕著な成果を上げるよう求めている。

(5) 「中华人民共和国电影产业促进法」国务院法制办公室 <[http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/4/12/art\\_11\\_88266.html](http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/4/12/art_11_88266.html)>

(6) 映画産業促進法の概要については、次の文献も参照。岡村志嘉子「【中国】映画産業促進法の制定」『外国の立法』No.270-1, 2017.1, pp.18-19. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10258437\\_po\\_02700109.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10258437_po_02700109.pdf?contentNo=1)>

(7) 行政法規とは、法律の細則や具体的な運用について定めるもので、国務院（中央政府）が憲法及び法律に基づいて制定する。

(8) 「电影管理条例」（1996.5.29制定、2001.12.12改正）中国政府法制信息网 <<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=334466&Query=%E7%94%B5%E5%BD%B1+%E7%AE%A1%E7%90%86&IsExact=>>

(9) 改正映画管理条例の施行日は、2002年2月1日である。

(10) 「中华人民共和国著作权法」（1990.9.7制定、2010.2.26最終改正）国务院法制办公室 <[http://www.chinalaw.gov.cn/art/2010/3/18/art\\_11\\_88173.html](http://www.chinalaw.gov.cn/art/2010/3/18/art_11_88173.html)>

(11) 「中华人民共和国预防未成年人犯罪法」（1999.6.28制定、2012.10.26最終改正）同上 <[http://www.chinalaw.gov.cn/art/2012/11/12/art\\_11\\_88202.html](http://www.chinalaw.gov.cn/art/2012/11/12/art_11_88202.html)>

(12) 「中华人民共和国未成年人保护法」（1991.9.4制定、2012.10.26最終改正）同上 <[http://www.chinalaw.gov.cn/art/2012/11/12/art\\_11\\_88201.html](http://www.chinalaw.gov.cn/art/2012/11/12/art_11_88201.html)>

(13) 「中华人民共和国老年人权益保障法」（1996.8.29制定、2012.12.28最終改正）同上 <[http://www.chinalaw.gov.cn/art/2012/12/31/art\\_11\\_88208.html](http://www.chinalaw.gov.cn/art/2012/12/31/art_11_88208.html)>

(14) 「中华人民共和国残疾人保障法」（1990.12.28制定、2008.4.24最終改正）同上 <[http://www.chinalaw.gov.cn/art/2008/4/25/art\\_11\\_88157.html](http://www.chinalaw.gov.cn/art/2008/4/25/art_11_88157.html)>

(15) 「中华人民共和国保守国家秘密法」（1988.9.5制定、2010.4.29最終改正）同上 <[http://www.chinalaw.gov.cn/art/2010/4/30/art\\_11\\_88174.html](http://www.chinalaw.gov.cn/art/2010/4/30/art_11_88174.html)>

(16) 「中华人民共和国公共文化服务保障法」（2016.12.25制定）同上 <[http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/2/3/art\\_11\\_88261.html](http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/2/3/art_11_88261.html)>

(17) 「国务院办公厅关于促进电影产业繁荣发展的指导意见」（国办发[2010]9号）中国政府网 <[http://www.gov.cn/zhengce/content/2010-01/25/content\\_5913.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2010-01/25/content_5913.htm)> 「指導意見」とは、上級機関又は所管官庁が当該業務の在り方、遵守事項等について指針を示した文書をいう。なお、国務院弁公庁は国務院（中央政府）の事務を統括する部署である。

習近平政権下（2013年～）においても、映画産業の振興、映画市場の発展は引き続き重視されている。2013年11月12日、中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（3中全会）で採択された「改革の全面的深化における若干の重大問題に関する中国共産党中央の決定」<sup>(18)</sup>においては「現代文化市場体系の整備」「現代公共文化サービス体系の構築」<sup>(19)</sup>が方針として掲げられ、映画もその中で重要な役割を果たすべきことが明記された。

その後の政策方針においては、農村部と都市部の格差是正や青少年健全育成の観点により一層強調されるようになってきている。2015年1月14日に公表された「現代公共文化サービス体系の構築加速に関する意見」<sup>(20)</sup>の末尾に掲げられた「国家基本公共文化サービス指導基準（2015-2020年）」においては、映画鑑賞について、①農村住民に対するデジタル上映サービスの提供（年間上映作品の3分の1以上は封切り2年未満の新作国内映画）、②小・中・高校生に対する愛国主義教育推奨映画<sup>(21)</sup>の鑑賞機会提供（毎学期2本）を達成すべき基準と定めている。

また、2016年から2020年までの第13次5か年計画期における国の文化政策の基本方針を定める「第13次5か年計画期の国家文化発展改革計画綱要」<sup>(22)</sup>においては、映画産業に関して、①映画の質的向上、②映画市場の強大化、③興行収入とスクリーン数の安定的な増加、④農村地域におけるデジタル上映館の建設推進、⑤映画関連商品の開発強化等の方針が示されている。

## II 映画産業促進法の概要

### 1 制定経緯

映画産業促進法の制定に向けた検討は、映画管理条例の改正から間もない2003年に始まった<sup>(23)</sup>。同時期、中国政府は映画産業振興のための業界改革を本格化させており、法制定の動きもそれと連動したものであった。しかし、経済発展により映画産業を取り巻く状況が大きく変化する中で、法律に十分な実効性を確保するため、法案の検討は長期に及んだ。そのような中で、2014年10月、習近平政権により「法に基づく国家統治」<sup>(24)</sup>の方針が打ち出され、早期制定に向け作業が加速した。

2015年10月、12年に及ぶ検討を経て取りまとめられた映画産業促進法案の審議が、第12期全人代常務委員会第17回会議において開始された。当初の法案は全58か条であったが、第1回審議とその後の意見公募を経て、業界倫理、規制緩和、市場秩序に関する規定内容の拡充など大幅な修正が施され、全60か条となった。第2回審議は2016年8月の同第22回会議において行われ、その後再び意見公募に付された。その結果も踏まえ、法案には更に罰則強化等の修正が加えられ、同年10月、同第24回会議において第3回審議の後、

(18) 「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定」『新华月报』2013年23期, 2013.12, pp.8-19. (中国政府网にも掲載 ([http://www.gov.cn/jrzq/2013-11/15/content\\_2528179.htm](http://www.gov.cn/jrzq/2013-11/15/content_2528179.htm)))

(19) この2つの方針は、文化体制改革に関する方針として掲げられた4項目のうちの2項目であり、それぞれ映画への言及がある。

(20) 「中共中央办公厅、国务院办公厅印发《关于加快构建现代公共文化服务体系的意见》(全文)」中国政府网 ([http://www.gov.cn/xinwen/2015-01/14/content\\_2804250.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2015-01/14/content_2804250.htm))

(21) 愛国主義教育に資する映画として国が指定したもの。

(22) 「中共中央办公厅、国务院办公厅印发《国家“十三五”时期文化发展改革规划纲要》(2017.5.7公表)」中国政府网 ([http://www.gov.cn/zhengce/2017-05/07/content\\_5191604.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2017-05/07/content_5191604.htm))

(23) 「中国电影走入“法治时代”」『人民日报』2016.11.9.

(24) 中国語原文は「依法治国」。2014年10月23日、中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議（4中全会）で採択された「法に基づく国家統治の全面的推進における若干の重大問題に関する決定」（「中共中央关于全面推进依法治国若干重大问题的决定」新华网 ([http://news.xinhuanet.com/legal/2014-10/28/c\\_1113015330.htm](http://news.xinhuanet.com/legal/2014-10/28/c_1113015330.htm))) を参照。

11月7日に可決、成立し、同日公布された。施行日は2017年3月1日である。

## 2 構成と主な内容

### (1) 構成

映画産業促進法の構成は次のとおりである。

第1章：総則（第1条～第11条）、第2章：映画の創作及び製作（第12条～第23条）、第3章：映画の配給及び上映（第24条～第35条）、第4章：映画産業に対する支援及び保障（第36条～第46条）、第5章：法的責任（第47条～第58条）、第6章：附則（第59条～第60条）。

### (2) 主な内容

#### ①立法目的と適用範囲

映画産業の健全な繁栄発展の促進、社会主義の核心的価値観<sup>(25)</sup>の増進、映画市場秩序の規範確立、国民の精神文化生活の充実を目的とする（第1条）。中国国内における映画（フィルム又はデジタル媒体に記録された映像作品で、国の定める技術基準に適合し、映画館等で公開されるもの）の製作、配給、上映等の活動（以下「映画活動」）を適用範囲とする（第2条）。

#### ②基本原則

映画活動に従事するときは、社会的利益を優先した上で、経済的利益も同時に実現しなければならない（第3条）。国は、映画の創作の自由を尊重及び保障し（第4条）、公正かつ開かれた競争が行われる映画市場を整備するための施策を講ずる（第5条）。また、いかなる組織及び個人も、映画関連の知的財産権を侵害してはならない（第7条）。

#### ③業界倫理

映画業界団体は、法に基づき業界規範を定め、俳優、映画監督等は、法と道徳を守り、良好な社会的イメージを確立しなければならない（第9条）。

#### ④映画の内容

映画を製作しようとする法人その他の組織は、映画脚本の梗概、又はその内容が国の安全、外交、宗教、軍事など国の重要事項に関係する場合は脚本そのものを、中央政府又は省級地方政府<sup>(26)</sup>の映画主管部門に提出し、審査を受けなければならない（第13条）。映画は、国の主権や安全、民族感情や文化的伝統、社会の道徳や秩序、未成年者の心身の健康、他人のプライバシー等を損なう内容を含むものであってはならない（第16条）。

#### ⑤映画の審査

完成した映画は、中央政府又は省級地方政府の映画主管部門による、公開の審査基準・手続に基づく審査を受ける（第17条）。審査においては、5名以上の専門家による評価結果を結論の重要な根拠としなければならないが、映画製作者がその評価結果に異議を唱えた場合は、専門家による評価をやり直すことも可能である（第18条）。

#### ⑥映画の普及と弱者支援

国は、農村地域での映画上映への財政支援を強化する（第27条）。また、関係行政機関は、義務教育学校における無料映画鑑賞会、社会的弱者に対する映画鑑賞優待等のために

(25) 「社会主義の核心的価値観」（中国語原文「社会主义核心价值观」）とは、「富強、民主、文明、調和、自由、平等、公正、法治、愛国、勤勉、誠実、友好」をいう。2012年11月の中国共産党第18回全国代表大会において、今後の発展の方向性を示す価値観として提起された。

(26) 中国の地方行政区画は、省級、地区級、県級、郷級の4階層から成る。

必要な施策を講ずる（第 28 条）。

#### ⑦国産映画の上映比率

映画館は、国内の法人その他の組織が製作した映画の上映回数及び上映時間帯について配慮し、年間総上映時間の 3 分の 2 以上をその上映に充てなければならない（第 29 条）。

#### ⑧国際協力

法人その他の組織は、中央政府の映画主管部門<sup>(27)</sup>の承認の下に、国外の組織と協力して映画製作を行うことができる（第 14 条）。また、国は、映画共同製作関連の対外投資を奨励する（第 41 条）。

### おわりに

2017 年 6 月 24 日、中国・成都で開催された BRICS<sup>(28)</sup> 映画祭において、BRICS 諸国の間で 2017 年から 2021 年まで 5 年間の映画関連事業協力が合意された<sup>(29)</sup>。この期間中の具体的な計画として発表されたのは、映画の共同製作（毎年 1 本）、北京映画学院における人材養成・交流（5 年間で 40 名の中国政府給費留学生の受入れ、ワークショップ開催等）である。また、中国政府は 2017 年 5 月 3 日にデンマークとの間で、同年 6 月 12 日にルクセンブルクとの間で映画製作協力に係る 2 国間合意を交わした<sup>(30)</sup>。同様の合意は、他にカナダ、イタリヤ、オーストラリア、フランス等 15 か国との間でも交わされている<sup>(31)</sup>。

中国の映画市場は近年急成長を続けてきたが、最近その成長が鈍化していると伝えられる<sup>(32)</sup>。諸外国と同様、中国の映画界もインターネット普及による影響など新たな課題に直面している。そのような中で、中国では映画産業をより多角的に発展させるため、政府による取組の強化が続いている。

（おかむら しがこ）

---

(27) 国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局を指す。

(28) ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカの新興5か国をいう。

(29) 「金砖国家达成电影合作共识 未来5年将每年推出一部合拍片」新华网 2017.6.26. <[http://ent.news.cn/2017-06/26/c\\_1121207943.htm](http://ent.news.cn/2017-06/26/c_1121207943.htm)>

(30) 「中国与丹麦达成电影合作协议」国家新闻出版广电总局 <<http://国家新闻出版广电总局.中国/sapprft/contents/6580/331649.shtml>>; 「《中华人民共和国政府与卢森堡大公国政府关于合作拍摄电影的协议》签署」同 <<http://国家新闻出版广电总局.中国/sapprft/contents/6580/337599.shtml>>

(31) 同上

(32) 「中国映画市場、成長鈍る 1～6月興行収入3.5%増どまり」『日本経済新聞』2017.7.7; 「中国电影，成长空间不小」『人民日报』2017.6.22; 「中国电影失速」『财经』No.498, 2017.5.15, pp.58-65.

# 中華人民共和國映画産業促進法

## 中華人民共和國電影產業促進法

(2016年11月7日第12期全國人民代表大會常務委員會第24回會議で可決、同日公布、  
2017年3月1日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

### 【目次】

- 第1章 総則（第1条～第11条）
- 第2章 映画の創作及び製作（第12条～第23条）
- 第3章 映画の配給及び上映（第24条～第35条）
- 第4章 映画産業に対する支援及び保障（第36条～第46条）
- 第5章 法的責任（第47条～第58条）
- 第6章 附則（第59条～第60条）

## 第1章 総則

### 第1条

映画産業の健全な繁栄発展を促進し、社会主義の核心的価値観<sup>(1)</sup>を増進させ、映画市場秩序の規範を確立し、人民大衆の精神文化生活を豊かにするため、この法律を制定する。

### 第2条

中華人民共和国内において映画の創作、製作、配給、上映等の活動（以下「映画活動」という。）に従事するときは、この法律が適用される。

この法律において映画とは、視聴覚技術及び芸術的手段を用いて撮影され、フィルム又はデジタル媒体に記録され、一定の内容を表す有声又は無声の連続画面により構成され、国の定める技術基準に適合し、映画館等の固定された上映場所又は移動式の上映設備を用いて公開上映される作品をいう。

インターネット、電気通信網、放送網等の情報ネットワークを通じて映画を送信するときは、インターネット、電気通信網、放送網等の情報ネットワーク管理に係る法律及び行政法規<sup>(2)</sup>の規定も遵守しなければならない。

### 第3条

映画活動に従事するときは、人民に奉仕し社会主義に奉仕すること及び社会利益を優先することを堅持し、社会利益と経済利益の一体化を実現しなければならない。

### 第4条

国は、人民中心の創作の方向性及び「百花斉放、百家争鳴」<sup>(3)</sup>の方針を堅持し、映画創作の自由を尊重及び保障し、事実、生活及び大衆に近接した映画創作を唱導し、思想

---

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2017年7月3日である。

(1) 「社会主義の核心的価値観」（中国語原文「社会主义核心价值观」）とは、「富強、民主、文明、調和、自由、平等、公正、法治、愛国、勤勉、誠実、友好」をいう。2012年11月の中国共産党第18回全国代表大会において、今後の発展の方向性を示す価値観として提起された。

(2) 行政法規とは、法律の細則や具体的な運用について定めるもので、國務院（中央政府）が憲法及び法律に基づいて制定する。

(3) 中国共産党が1956年に提起した、芸術・学術分野における自由化を奨励する政策。

性、芸術性及び鑑賞性が一体化された優秀な映画の創作を奨励する。

## 第5条

国務院は、映画産業の発展を国民経済・社会発展計画に組み入れなければならない。県級<sup>(4)</sup>以上の地方人民政府は、当該地域の実際の状況に基づき、映画産業の発展を当該級の国民経済・社会発展計画に組み入れなければならない。

国は、映画及びその関連産業に係る政策を策定し、統一的に開放され公平な競争が行われる映画市場の形成へと導き、映画市場の繁栄発展を促進する。

## 第6条

国は、映画技術の研究開発及び応用を奨励し、映画技術基準の策定及び見直しを行い、企業を主体とし、市場化を指向し、産業界と学術研究機関を結合させた映画技術イノベーション体系を構築する。

## 第7条

映画関連の知的財産権は、法律により保護され、いかなる組織及び個人もこれを侵害してはならない。

県級以上の人民政府の知的財産権に係る法執行に責任を負う部門は、映画関連の知的財産権を保護し、映画関連の知的財産権を侵害する行為を法により取り締まるため、措置を講じなければならない。

映画活動に従事する国民及び法人その他の組織は、知的財産権に係る意識を強化し、知的財産権を運用、保護及び管理する能力を向上させなければならない。

国は、国民及び法人その他の組織が映画キャラクター製品等の派生製品を法に従って開発することを奨励する。

## 第8条

国務院の映画主管部門<sup>(5)</sup>は、全国の映画事業に責任を負い、県級以上の地方人民政府の映画主管部門は、当該行政区域内の映画事業に責任を負う。

県級以上の人民政府のその他の関係部門は、各職責の範囲内において映画関連事業に責任を負う。

## 第9条

映画業界組織は、法に従って業界自律規範を制定し、業務交流を行い、職業道德教育を強化し、当該組織の会員の合法的権利利益を保護する。

俳優、監督等の映画従事者は、人格・芸術共に優れ、法を遵守し、社会道德を尊重し、職業道德を厳守し、自律性を強化し、良好な社会的イメージを確立しなければならない。

## 第10条

国は、映画評価体系の構築を支持し、映画批評を奨励する。

優秀な映画及び映画産業の発展促進に著しい貢献のあった組織及び個人に対しては、国の関係規定に基づき表彰及び報奨を行う。

## 第11条

国は、映画に係る平等かつ互恵的な国際協力・交流の実施を奨励し、国外の映画祭（展）への参加を支持する。

---

(4) 中国の地方行政区画は、省級、地区級、県級、郷級の4階層から成る。

(5) 国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局を指す。

## 第2章 映画の創作及び製作

### 第12条

国は、映画脚本の創作及び題材、ジャンル、形式、手段等の新規開発を奨励し、映画に係る学術研究及び業務交流を奨励する。

県級以上の人民政府の映画主管部門は、映画創作の必要に基づき、現場見学、大衆との交流、生活体験等を行う映画創作従事者に対し必要な便宜及び援助を提供する。

### 第13条

映画製作を計画する法人及びその他の組織は、映画脚本の梗概を国務院の映画主管部門又は省・自治区・直轄市人民政府の映画主管部門に届け出なければならない。そのうち、重大な題材又は国の安全、外交、民族、宗教、軍事等に関わる題材については、国の関係規定に基づき、映画脚本を提出して審査を受けなければならない。

映画脚本の梗概又は映画脚本であってこの法律第16条の規定に適合するものは、国務院の映画主管部門が製作予定映画の基本情報を公告し、かつ、国務院の映画主管部門又は省・自治区・直轄市人民政府の映画主管部門が届出証明書又は承認文書を発行する。具体的な規則は、国務院の映画主管部門が制定する。

### 第14条

法人及びその他の組織は、国務院の映画主管部門の承認を経て、国外組織との協力により映画を製作することができる。ただし、我が国の尊厳、名誉若しくは利益を損ない、社会の安定を危うくし、又は民族感情を傷付ける活動に従事する国外組織と協力してはならず、上述の行為を行う個人を映画製作のため雇用してはならない。

映画の製作協力において創作、出資、収益分配等の比率に係る条件を満たすときは、当該映画は、国内の法人及びその他の組織が製作した映画とみなす。

国外組織は、国内において独立して映画製作活動に従事してはならず、国外の個人は、国内において映画製作活動に従事してはならない。

### 第15条

県級以上の人民政府の映画主管部門は、公安、文化財保護、風景名勝区<sup>(6)</sup> 管理等の部門と協調し、この法律に基づいて映画製作活動に従事する法人及びその他の組織に対し必要な便宜及び援助を提供しなければならない。

映画製作活動に従事する者は、環境保護、文化財保護、風景名勝区管理、生産の安全性等の分野の関係法規を遵守し、かつ、製作過程において当該分野に係る必要な保護及び防護の措置をとらなければならない。

### 第16条

映画は、次の各号に掲げる内容を含むものであってはならない。

- (1) 憲法に定める基本原則に違反し、憲法、法律及び行政法規の実施に対する抵抗又は破壊を煽動すること。
- (2) 国家統一、主権若しくは領土保全に危害を及ぼし、国家機密を漏えいし、国の安全に危害を及ぼし、国の尊厳、名誉若しくは利益を損ない、又はテロリズム若しくは過激主義を宣伝すること。
- (3) 民族の優秀な文化的伝統を中傷し、民族に対する怨恨若しくは民族蔑視を煽動し、

(6) 中国語原文は「風景名勝区」。風景名勝区条例に基づき指定及び管理が行われる。

民族の風俗習慣を侵害し、民族の歴史若しくは民族の歴史上の人物をわい曲し、民族感情を傷付け、又は民族の団結を破壊すること。

- (4) 国の宗教政策の破壊を煽動し、又は邪教若しくは迷信を宣伝すること。
- (5) 社会道徳に危害を及ぼし、社会秩序を乱し、社会の安定を破壊し、わいせつ、賭博若しくは薬物を宣伝し、暴力若しくはテロリズムを誇張し、又は犯罪の教唆若しくは犯罪の方法の伝授を行うこと。
- (6) 未成年者の合法的権利利益を侵害し、又は未成年者の心身の健康を損なうこと。
- (7) 他人を侮辱若しくは誹謗し、他人のプライバシーを流布させ、又は他人の合法的権利利益を侵害すること。
- (8) その他法律及び行政法規で禁じられた内容

## 第 17 条

法人及びその他の組織は、製作した映画を国務院の映画主管部門又は省・自治区・直轄市人民政府の映画主管部門に提出し、審査を受けなければならない。

国務院の映画主管部門又は省・自治区・直轄市人民政府の映画主管部門は、申請を受理した日から 30 日以内に審査の決定を行わなければならない。この法律の規定に適合するものについては、公開上映を許可し、映画公開上映許可証を交付し、あわせてそれを公表する。この法律の規定に適合しないものについては、公開上映を許可せず、申請者に対し書面によりそれを通知し、あわせてその理由を説明する。

国務院の映画主管部門は、この法律に基づき映画審査の具体的な基準及び手続を制定・整備し、かつそれを公表しなければならない。映画審査の具体的な基準を制定・整備するときは、意見公募手続を実施し、かつ、専門家による検証を行わなければならない。

## 第 18 条

映画審査の実施に当たっては、5 名を下回らない専門家による評議を行い、当該専門家が評議意見を提出しなければならない。法人及びその他の組織に専門家の評議意見に対する異議があるときは、国務院の映画主管部門又は省・自治区・直轄市人民政府の映画主管部門は、再度専門家による評議を行わせることができる。専門家の評議意見は、審査決定における重要な根拠としなければならない。

前項に定める評議に参加する専門家は、専門家データベース<sup>(7)</sup>中の専門家及び映画の題材に基づいて特に招請した専門家を含む。専門家の選定及び評議に係る具体的な規則は、国務院の映画主管部門が制定する。

## 第 19 条

映画公開上映許可証を取得した映画が内容の変更を必要とするときは、この法律の規定に基づき改めて審査に付さなければならない。

## 第 20 条

映画を製作した法人及びその他の組織は、取得した映画公開上映許可証の標識を映画の標題部分に掲示しなければならない。映画の上映が未成年者等の観客の身体又は心理に不適切な影響を及ぼすおそれがあるときは、その旨を表示しなければならない。

映画公開上映許可証を取得していない映画は、配給及び上映を行ってはならず、インターネット、電気通信網、放送網等の情報ネットワークを通じて送信してはならず、その録音・録画製品を作製してはならない。ただし、国が別に定めるときは、その定めに従う。

---

(7) 映画主管部門が構築・管理するデータベース。

## 第 21 条

製作した映画は、映画公開上映許可証を取得した後、映画祭（展）に出品することができる。国外の映画祭（展）に出品しようとするときは、出品する法人及びその他の組織は、当該国外映画祭（展）が開催される前に、関係資料を國務院の映画主管部門又は省・自治区・直轄市人民政府の映画主管部門に届け出なければならない。

## 第 22 条

個人及び法人その他の組織は、国外映画の現像、加工、ポストプロダクション<sup>(8)</sup>等の業務を請け負い、そのことを省・自治区・直轄市人民政府の映画主管部門に届け出ることができる。ただし、我が国の尊厳、名誉若しくは利益を損ない、社会の安定に危害を及ぼし、又は民族感情を傷付ける内容を含む国外映画に係る業務を請け負ってはならない。

## 第 23 条

国の設置する映画関連公文書機構は、法に従い映画関連公文書の受理、収集、整理及び保管を行い、かつ、映画関連公文書を社会に公開する。

国の設置する映画関連公文書機構は、必要な設備を配置し、先進的技術を採用し、映画関連公文書管理の近代化の水準を向上させなければならない。

映画を製作する法人及びその他の組織は、「中華人民共和國公文書法」<sup>(9)</sup>の規定に基づき、映画関連公文書の保管を十全に行い、かつ、国の設置する映画関連公文書機構に対し映画関連公文書の移管、寄贈又は寄託を行う。

## 第 3 章 映画の配給及び上映

### 第 24 条

映画配給活動への従事に適応する人的・資金的条件を有する企業は、國務院の映画主管部門又は所在地の省・自治区・直轄市人民政府の映画主管部門の承認を経て、映画配給活動に従事することができる。

企業及び個人商工業者であって、映画配給活動への従事に適応する人員、場所、技術、設備等の条件を有するものは、所在地の県級人民政府の映画主管部門の承認を経て、映画館等の固定された上映場所における映画上映活動に従事することができる。

### 第 25 条

この法律の規定に基づき映画の配給及び上映活動の審査に責任を負う映画主管部門は、当該申請を受理した日から 30 日以内に承認の可否の決定を行わなければならない。条件に適合するものについては、承認し、映画配給経営許可証又は映画上映経営許可証を交付し、あわせてそれを公表する。条件に適合しないものについては、承認せず、書面により申請者に通知し、あわせてその理由を説明する。

### 第 26 条

企業又は個人が映画の移動上映活動に従事するときは、企業名又は経営者氏名、住所、連絡先、上映設備等をその経営区域が所在する県級人民政府の映画主管部門に届け出なければならない。

(8) 映画撮影後に行われる、映像・音声の編集、ナレーションの録音その他の仕上げ作業。

(9) 「中華人民共和國档案法」(1987.9.5制定、2016.11.7最終改正) 国务院法制办公室 <<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=394885&Query=%E6%A1%A3%E6%A1%88%E6%B3%95&IsExact=>>

## 第 27 条

国は、農村における映画上映に対する財政支援を強化し、政府の出資により農村映画公益上映サービスネットワーク<sup>(10)</sup>を構築・整備し、農村における映画上映に対する民間資金の投入を積極的に誘導し、農村地域の映画鑑賞条件を絶えず改善し、農村地域の大衆の映画鑑賞の要求を総合的な計画の下に保障する。

県級以上の人民政府は、農村における映画公益上映を農村公共文化サービス体系建設の項目に組み入れ、国の関係規定に基づき農村における映画公益上映活動に対する補助を行わなければならない。

農村における映画公益上映活動に従事するときは、虚偽報告、不正申告等の手段により農村映画公益上映補助金を詐取してはならない。

## 第 28 条

國務院の教育及び映画主管部門は、未成年者の健全な成長に資する映画を共同で推薦し、かつ、義務教育段階の生徒に対しその無料鑑賞を支援する措置を講ずることができ、その所属する学校がそれを実施するものとする。

国は、映画館並びに映画移動上映活動に従事する企業及び個人が映画鑑賞券の価格優待、様々な条件の上映ホールの建設、地域コミュニティにおける上映コーナーの設置等の各種の措置を講じ、未成年者、高齢者、障害者、都市の低所得者層、出稼ぎ労働者等に対し映画鑑賞の便宜を提供することを奨励する。映画館並びに映画移動上映活動に従事する企業及び個人の所在地の人民政府は、それに対し報奨的な補助を支給することができる。

## 第 29 条

映画館は、国内の法人及びその他の組織が製作した映画の上映回数及び時間帯を合理的に配分し、かつ、その上映時間は年間映画総上映時間の3分の2を下回ってはならない。

映画館並びに映画移動上映活動に従事する企業及び個人は、映画上映の質を確保しなければならない。

## 第 30 条

映画館の施設、設備及び移動上映に用いる設備は、映画上映技術に係る国家基準に適合したものでなければならない。

映画館は、国の関係規定に基づき、コンピューター券売システムを導入しなければならない。

## 第 31 条

いかなる者も、権利者の許可を得ることなく、上映中の映画の録音・録画を行ってはならない。録音・録画が行われていることを知ったときは、映画館の従業員は、それを制止し、かつ、その削除を求め、それに従わない者に対しては、その場からの退去を求める権限を有する。

## 第 32 条

国は、映画館が観衆に明示した映画上映開始時刻の前に公益広告を上映することを奨励する。

映画館は、観衆に明示した映画上映開始時刻の後、映画上映が終了するまで、広告を上映してはならない。

---

(10) 農村部の貧困地域に対する支援事業の1つとして構築・整備されるもの。

**第 33 条**

映画館は、治安、消防及び公共の場所の衛生に係る法律及び行政法規を遵守し、上映場所の公共秩序及び環境衛生を維持し、観衆の安全及び健康を確保しなければならない。

いかなる者も爆発性、可燃性、放射性、毒性及び腐食性のある物品を携帯し、又は、銃、弾薬及び拘束具を不法に携帯して映画館等の上映場所に立ち入ってはならない。上述の物品が不法に携帯されていることを知ったときは、関係従業員は、その立入りを拒絶し、かつ、関係部門に報告しなければならない。

**第 34 条**

映画配給企業、映画館等は、事実に基づいて映画興行収入の統計を取得し、真実かつ正確な統計データを提供しなければならない。架空取引、興行収入の虚偽報告等の不正な手段を用いて、観衆を欺き又は誤って誘導し、映画市場の秩序を乱してはならない。

**第 35 条**

国内において国際映画祭（展）を開催するときは、国务院の映画主管部門又は省・自治区・直轄市人民政府の映画主管部門の承認を経なければならない。

**第 4 章 映画産業に対する支援及び保障****第 36 条**

国は、次の各号に掲げる映画の創作及び製作を支援する。

- (1) 中華の優秀な文化を伝え、社会主義の核心的価値観を増進させる重要な題材の映画
- (2) 未成年者の健全な成長を促す映画
- (3) 芸術の新たな創造の成果を表し、芸術の進歩を促す映画
- (4) 科学教育事業の発展及び科学技術の普及を推進する映画
- (5) その他国の進める政策に適合する映画

**第 37 条**

国は、文化産業関連の特別資金・基金について、映画産業への資金投入の取組を拡大し、映画産業の各段階・各時期の発展状況に基づき、財政状況及び経済・社会発展の必要性を勘案し、映画産業に対する財政資金による支援を総合的な検討の下に計画的に配分するよう誘導し、かつ、当該資金・基金の使用状況の監査を強化する。

**第 38 条**

国は、必要な税制優遇政策を実施し、映画産業の発展を促進する。具体的な規則は、国务院の財務・税務主管部門が税制に係る法律及び行政法規の規定に基づき制定する。

**第 39 条**

県級以上の地方人民政府は、人民大衆の要求及び映画市場発展の必要に基づき、映画館の建設及び改築を国民経済・社会発展計画、土地利用総合計画及び都市農村計画に組み入れなければならない。

県級以上の地方人民政府は、国の関係規定に基づき、映画館の用地需要を効果的に確保し、現存する映画館の用地資源を積極的に活用し、映画館の建設及び改築を支援しなければならない。

**第 40 条**

国は、金融機関が映画活動及び映画インフラ整備に従事するものに対し融資サービス

を提供し、法に基づき映画関連の知的財産権担保融資<sup>(11)</sup>を実施し、かつ、信用貸付け等の方法により映画産業の発展を支援することを奨励する。

国は、保険機関が法に基づき映画産業発展の必要に適応した保険商品を開発することを奨励する。

国は、担保融資機関が法に基づき映画産業に担保融資を提供し、再担保、共同担保、担保と保険の一体化等の方法によりリスク分散を行うことを奨励する。

国務院の映画主管部門がこの法律の規定に基づき公告した映画の製作に対しては、国の関係規定に基づき借入期限及び利率を合理的に決定する。

#### 第41条

国は、法人及びその他の組織が国外での映画共同製作等の方法により国外投資を行うことを奨励し、当該組織による対外貿易、国外融資、投資等に係る合理的な送金要求を法に基づき保証する。

#### 第42条

国は、映画人材育成支援計画を実施する。

国は、条件を満たす高等教育機関、中等職業学校及びその他の教育・研修機構等が映画関係の専攻及び課程を開設し、多様な方法により映画産業発展の必要に適応した人材を育成することを支援する。

国は、映画活動に従事する法人及びその他の組織が学校における関連人材育成に参画することを奨励する。

#### 第43条

国は、農村地域、辺境地域、貧困地域及び少数民族地域における映画活動の実施を支援するための措置を講ずる。

国は、少数民族を題材とする映画の創作を奨励及び支援し、映画の少数民族言語への翻訳業務を強化し、少数民族地域における大衆の映画鑑賞の要求を総合的計画の下に保障する。

#### 第44条

国は、優秀な映画の外国語版作成を支援し、かつ、外交、文化、教育等の対外交流手段を総合的に利用して映画の国外への普及活動を展開する。

国は、国民及び法人その他の組織が映画の対外普及に従事することを奨励する。

#### 第45条

国は、民間が寄附、資金援助等の方法により映画産業の発展を支援することを奨励し、かつ、法に基づきそれを優遇する。

#### 第46条

県級以上の人民政府の映画主管部門は、映画活動に対する日常的な監督管理を強化し、この法律の規定に違反した行為についての苦情及び告発を受理し、かつ、速やかに事実確認、処理及び回答を行い、映画活動に従事する組織及び個人がこの法律の規定に違反して行政罰を受けたときは、その内容を信用情報記録に記録し、かつ、社会に公表しなければならない。

---

(11) 特許権、著作権等の知的財産権を担保とする融資。

## 第5章 法的責任

### 第47条

この法律の規定に違反し、無断で映画の製作、配給又は上映の活動に従事したものは、県級以上の人民政府の映画主管部門が取り締まり、映画フィルム、違法所得及び違法活動従事に係る専用の用具・設備を没収する。違法所得が5万元<sup>(12)</sup>以上であるときは、違法所得の5倍以上10倍以下の過料を併科する。違法所得がなく、又は違法所得が5万元に満たないときは、25万元以下の過料を併科することができる。

### 第48条

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、交付元の機関が関係許可証を没収し、又は関係する承認若しくは証明の文書を取り消す。県級以上の人民政府の映画主管部門は、違法所得を没収する。違法所得が5万元以上であるときは、違法所得の5倍以上10倍以下の過料を併科する。違法所得がなく、又は違法所得が5万元に満たないときは、25万元以下の過料を併科することができる。

- (1) この法律に定める許可証又は承認・証明書を偽造、変造、貸出し、借受け若しくは売買し、又はその他の方法によりそれを不法譲渡したとき。
- (2) 詐欺、賄賂等の不正な手段によりこの法律に定める許可証又は承認・証明書を取得したとき。

### 第49条

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、交付元の機関が関係許可証を没収する。県級以上の人民政府の映画主管部門は、映画フィルム及び違法所得を没収する。違法所得が5万元以上であるときは、違法所得の10倍以上20倍以下の過料を併科する。違法所得がなく、又は違法所得が5万元に満たないときは、50万元以下の過料を併科することができる。

- (1) 映画公開上映許可証を取得していない映画を配給し、又は上映したとき。
- (2) 映画公開上映許可証の取得後、映画の内容を変更し、規定に基づき映画公開上映許可証を再取得することを怠り、無断で配給、上映又は出品を行ったとき。
- (3) 映画公開上映許可証を取得していない映画を映画祭（展）に出品したとき。

### 第50条

我が国の尊厳、名誉及び利益を損ない、社会の安定を危うくし、民族感情を傷付ける等の内容を含む国外映画の現像、加工、ポストプロダクション等の業務を請け負った者は、県級以上の人民政府の映画主管部門が違法活動を停止するよう命じ、映画フィルム及び違法所得を没収する。違法所得が5万元以上であるときは、違法所得の3倍以上5倍以下の過料を併科する。違法所得がなく、又は違法所得が5万元に満たないときは、15万元以下の過料を併科することができる。情状が重いときは、映画主管部門が工商行政管理部門<sup>(13)</sup>に通報し、工商行政管理部門が営業免許を没収する。

### 第51条

映画配給企業、映画館等が架空取引、興行収入の虚偽報告等の行為を行い、映画市場の秩序を乱したときは、県級以上の人民政府の映画主管部門がそれを改めるよう命じ、

(12) 1元は約16.2円（平成29年7月分報告省令レート）。

(13) 商行為に対する管理・監督を行う行政部門。

違法所得を没収し、5万元以上50万元以下の過料に処する。違法所得が50万元以上であるときは、違法所得の等倍以上5倍以下の過料に処する。情状が重いときは、営業停止及び事業整理を命ずる。情状が極めて重いときは、交付元の機関が許可証を没収する。

映画館が観衆に明示した映画上映開始時刻の後映画上映終了の前に広告を上映したときは、県級以上の人民政府の映画主管部門が警告し、それを改めるよう命ずる。情状が重いときは、1万元以上5万元以下の過料に処する。

## 第52条

法人又はその他の組織が許可を得ることなく無断で国内において国際映画祭（展）を開催したときは、国务院の映画主管部門又は省・自治区・直轄市人民政府の映画主管部門が違法活動を停止するよう命じ、出品した映画フィルム及び違法所得を没収する。違法所得が5万元以上であるときは、違法所得の5倍以上10倍以下の過料を併科する。違法所得がなく、又は違法所得が5万元に満たないときは、25万元以下の過料を併科することができる。情状が重いときは、処罰を受けた日から5年以内は国際映画祭（展）を開催してはならない。

個人が無断で国内において国際映画祭を開催し、又は無断で映画公開上映許可証を取得していない映画を映画祭（展）に出品したときは、国务院の映画主管部門又は省・自治区・直轄市人民政府の映画主管部門が違法活動を停止するよう命じ、出品した映画フィルム及び違法所得を没収する。違法所得が5万元以上であるときは、違法所得の5倍以上10倍以下の過料を併科する。違法所得がなく、又は違法所得が5万元に満たないときは、25万元以下の過料を併科することができる。情状が重いときは、処罰を受けた日から5年以内は映画関連活動に従事してはならない。

## 第53条

法人その他の組織又は個人商工業者であって、この法律の規定に違反して許可証を没収されたものは、許可証没収の日から5年以内は当該業務活動に従事してはならない。その法定代表者又は主たる責任者は、許可証没収の日から5年以内は映画活動に従事する法人又はその他の組織の法定代表者又は主たる責任者となってはならない。

## 第54条

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、関係する法律及び行政法規並びに国の関係規定に基づき処罰を行う。

- (1) 国の関係規定に違反して、無断で映画公開上映許可証を取得していない映画の録音・録画製品を作製したとき。
- (2) 国の関係規定に違反して、無断でインターネット、電気通信網、放送網等の情報ネットワークを通じて映画公開上映許可証を取得していない映画を送信したとき。
- (3) 虚偽報告、不正申告等の手段により農村映画公益上映補助金を詐取したとき。
- (4) 映画関連の知的財産権を侵害したとき。
- (5) 法によることなく映画関連公文書を受理、収集、整理、保管又は移管したとき。

映画館に前項第4号に定める行為があり、情状が重いときは、交付元の機関が許可証を没収する。

## 第55条

県級以上の人民政府の映画主管部門又はその他の関係部門の職員が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、犯罪を構成しないときは、法に基づく処分を行う。

- (1) 職務上の便宜を利用して他人の財物又はその他の利益を収受したとき。

- (2) この法律の規定に違反して、許認可を行ったとき。
- (3) 監督の職責を履行しなかったとき。
- (4) 違法行為を知りながら取調べを行わなかったとき。
- (5) 農村映画公益上映補助金又は関連の特別資金・基金を横領、流用、差押え又は窃取したとき。
- (6) その他この法律の規定に違反した職権濫用、職務怠慢及び情実による不正行為

#### 第 56 条

この法律の規定に違反して、人身又は財産に損害を与えたときは、法に基づき民事責任を負う。犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を迫及する。

この法律の規定に違反したことにより 2 年以内に 2 回以上の行政罰を受け、再びこの法律の規定に基づき処罰すべき違法行為があったときは、適用すべき処罰の範囲内でより重い処罰を適用する。

#### 第 57 条

県級以上の人民政府の映画主管部門及びその職員は、この法律に定める処罰の種類及び範囲に厳格に従い、違法行為の性質及び具体的な情状に基づき、行政罰の権限を行使しなければならない。その具体的な規則は、国务院の映画主管部門が制定する。

県級以上の人民政府の映画主管部門がこの法律の規定に違反していることを証明する証拠のある行為に対して取調べを行うときは、法に基づき違法行為に関係する場所若しくは施設を封印し、又は違法行為に用いられた財物の封印若しくは差押えを行うことができる。

#### 第 58 条

県級以上の人民政府の映画主管部門及びその他の関係部門がこの法律に基づき行った行政行為に対して当事者に不服があるときは、法に基づき行政不服申立てを行い、又は行政訴訟を提起することができる。そのうち、国务院の映画主管部門が行った映画公開上映不許可の決定に不服があるときは、先に法に基づき行政不服申立てを行い、行政不服申立ての決定に不服があるときに行政訴訟を提起することができる。

### 第 6 章 附則

#### 第 59 条

国外の資本が中華人民共和国内において映画活動に従事する企業を設立するときは、国の関係規定に従うものとする。

#### 第 60 条

この法律は、2017 年 3 月 1 日から施行する。

#### 出典

・「中华人民共和国电影产业促进法」国务院法制办公室〈[http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/4/12/art\\_11\\_88266.html](http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/4/12/art_11_88266.html)〉

(おかむら しがこ)

